

## 平成 27 年修正千代田区地域防災計画（案）に対する意見と区の考え方

### 1 提出された意見の区分及び件数

提出者区分	区内に住所を有する者	区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	区内在勤者	区内在学者	その他計画等に利害関係を有する者	合計
意見数	0	2	1	0	0	3

### 2 平成 27 年修正千代田区地域防災計画（案）に対するご意見と区の考え方

No.	該当箇所	ご意見の内容	区の考え方	計画への反映
1	風水害対策編第 5 部	<p>今回の標記計画修正（案）において、地下街等に該当する施設が定められることにより、多くの施設が対象となるため、これを契機とした水害に対する防災意識の向上、被害軽減につながるものと考えております。</p> <p>一方、公権力がない中で、広範囲にまたがる対象エリアに対し、多くの民間企業を中心とした所有者が関わる組織体が、災害時に統制を取り対応していくことは現実的ではなく、また、人的・経済的被害が発生した場合には民間企業では責任を負うことができないため、これまで以上のさらなる行政主導による推進が不可欠であると考えております。</p> <p>併せて、街づくりの重要な要素でもあり、区の関係各部にまたがる内容であることから、所管部が区内の関係各部のワンストップサービスの役割を果たすこと、また、時代背景の変化による今後の法改正や指針等発出も想定されることから、区による東京都、国との継続的な関係構築、ワンストップサービスの役割を果たすことをお願いします。</p>	<p>今回の地域防災計画における地下街等の指定は水防法の規定に基づくものであり、避難確保・浸水防止計画の作成等浸水対策の主体は事業所の所有者または管理者であることが水防法で求められています。</p> <p>しかしながら、大丸有地下街等につきましては、地下通路に接続している施設が多数存在し、日本でも有数の地下空間ネットワークとなっています。対象各事業所が一体となり計画を作成していただく必要があるため、区としても、引き続き協議会の設置、計画の作成を支援していきます。</p> <p>また、ご指摘のとおり、まちづくり部間との密な連携は重要です。今後も区関係各部、東京都及び国等の防災関係機関との情報共有を図ってまいります。</p>	原案の通りとします。

裏面に続く

No.	該当箇所	ご意見の内容	区の考え方	計画への反映
2	風水害対策編第5部	<p>① 配布された「千代田区地域防災計画（素案）の概要」に記載されている、今次新設になる防災事前対策計画（タイムライン）において、行動トリガーに基づく千代田区の本部、防災危機管理課、道路公園課が区長報告、危機管理本部会議招集、庁内各課への注意管理を行う旨、表示されているが、行動トリガーに基づく避難勧告等、区民又は区内事業所等への対応が窺えませんでした。</p> <p>② 区は、例示を示して水防計画作成等を指示していますが、基本的には協議会や各事業者等で対応するよう求めているように見受けられます。区としての今後どのように指導、助言、関わり合いを行っていただけるのでしょうか。</p>	<p>① 「千代田区地域防災計画（素案）の概要」に記載されている防災事前行動計画（タイムライン）につきましては、防災事前行動計画の冒頭部分を抜粋したものです。地域防災計画風水害対策編第3部の「タイムライン概要版」に「避難勧告等」、「区民・事業所等」の行動トリガーに基づく対応の記載がございますので、本編をご確認ください。</p> <p>② 大丸有地下街等につきましては、地下通路に接続している施設が多数存在しており、各事業所で共同して計画をご作成いただく必要があるため、27年度につきましても協議会の設置、計画の作成を引き続き支援してまいります。 また、その他の協議会、事業所につきましても計画の作成にあたり、随時ご相談を受け付けます。</p>	原案の通りとします。
3	No. 2 に同じ	No. 2 に同じ	No. 2 に同じ	No. 2 に同じ